

裁判官の人事評価の在り方に関する研究会(第4回)協議内容

1. 日時

平成13年11月5日(月)15:00～17:15

2. 場所

最高裁判所中会議室

3. 出席者

(座長)大西勝也

(委員)稲田寛,緒方重威,金丸文夫,長谷部由起子,福田剛久,吉本徹也

(幹事)金築誠志幹事,金井康雄幹事補佐

4. 議題

(1) 諸外国(英・米)の裁判官の人事制度について

(2) その他

5. 会議経過

(1) 諸外国(英・米)の裁判官の人事制度について

1. イギリスの裁判官の人事制度について,配付資料をもとに,幹事補佐より説明がなされた。
2. さらに,イギリスの法曹制度を研究されている長谷部委員から,別紙1のとおり補足説明がなされた。
3. アメリカの裁判官の人事制度について,配付資料をもとに,幹事補佐より説明がなされた。
4. さらに,アメリカにおける留学経験がある吉本委員から,別紙2のとおり補足説明がなされた。
5. 幹事からの説明及び長谷部,吉本両委員の補足説明に対する主な質疑応答の概要は,以下のとおり。
 - 検察官の任用制度はどうなっているのか。検察官から裁判官に任命されることはあるのか。また,裁判官から検察官になることはあるのか。
(回答:イギリスには,元々検察官制度はなく,いわば政府によって雇われ

た法律家という位置付けである。法曹としての独立性を欠いているとの理由から非常勤裁判官に選任されることはない。また、裁判官から検察官になることもない。)

(回答:アメリカでは、政治的な制度となっており、州レベルでは、選挙で選ばれた地方検事(日本の検事正に相当する。)が部下の検察官の任用について裁量をもつという形ではないかと思う。留学中の限られた見聞ではあるが、検察官から裁判官になる人はいるが、裁判官から検察官になることはあまりないと思う。)

- イギリスで、アシスタント・レコーダーとレコーダーの区別をなくす改革を行った背景は何か。

(回答:イングランドの裁判所ではないが、スコットランド高等法院が、1999年11月に、スコットランドの非常勤裁判官は行政権からの独立が不十分であり、ヨーロッパ人権規約第6条に定める「独立かつ公平な裁判所による審理を受ける被疑者・被告人の権利」に抵触するという判決を出し、同じ論点がイングランドでも提起されることを危惧してのことと思われる。もともと、イギリスのアシスタント・レコーダーは、任期の保障がなく、レコーダーに任命されても任期3年で、再任は自動的ではなかったが、2000年4月、大法官は、両者を統合して、非常勤裁判官の任期を5年とし、さらに通常は自動的に再任されることとしたものと思われる。)

- イギリスの裁判官は地位が高いことで有名であるが、巡回裁判官や地方判事もそうなのか。

(回答:高等法院裁判官は地位も高く、エリートである。巡回裁判官はそれに次ぐ地位である。巡回裁判官と地方判事の差は、職責が全く異なるところにある。巡回裁判官はトライアルの主宰、判決書の作成が主な仕事で、地方判事は、トライアル前の段階が主な仕事である。地方判事は巡回裁判官の次に位置する。)

- イギリスでは巡回裁判官から高等法院裁判官に任命されることはないのか。

(回答:最近では巡回裁判官から高等法院裁判官に任命される人も出てきて

いる。このことから、イギリスの裁判官制度もキャリア・システム化したと指摘する人もいる。)

- イギリスの非常勤裁判官の任用にあたり行われる面接委員会の構成員である一般人は、どのような人がどのような手続で選ばれるのか。

(回答: 非常勤の無給治安判事を選任する委員会が地域ごとに設けられているが、その委員会の構成員の中から選任される。この民間人は、司法制度に関する十分な知識と理解があることを要件として選ばれており、裁判のことを全く知らない人や当事者サイドの人が選ばれるということはない。)

- 高等法院裁判官以上の裁判官の任命は、政権交代により影響を受けるか。

(回答: 政権交代によってガラリと入れ替わるということはなく、その意味で連続性はある。しかし、労働党政権になって、選任手続を透明化しようという動きが進められるとともに、選任方針が変わり、これまで少なかった女性、少数民族、身体障害者等からの選任が奨励されている。)

- 日本でも、弁護士会が裁判官の評価についてアンケートしたものを読んだことがあったが、その実情はどうか。

(回答: 実施主体、実施方法、回答者数等その評価を把握していないので、次回資料を提供することを検討してみたい。)

- イギリスの意見照会やアメリカのニュー・ジャージー州の質問票は、どの位送付しているのか。回答は記名か。

(回答: イギリスでは、年間600人余りのレコーダーへの応募者につき4000人に意見照会したと言われている。回答用紙は添付資料のとおりであり、被照会者の氏名欄もある。)

(回答: アメリカのニュー・ジャージー州では、被評価者が審査期間である6か月間に担当した事件の訴訟代理人に送付しており、1人の裁判官について140通ほど回答が戻ると聞いている。記名式かどうかは分からないが、公平を期すため同じ事件の当事者双方から回答があった場合のみ資料とできるというように聞いている。)

- 両国の質問事項を比べると、アメリカの方にある和解や争点整理に関する項目がイギリスには少ないようであるが、裁判官の職務内容が違うからなのか。

(回答: 確かに、イギリスでは、かつては和解や争点整理は当事者がやるものとされていたが、今は裁判官もやるようになっている。トライアル前の手続は地方判事は行うが巡回裁判官は行わない等、裁判官の職務による違いはある。)

- 非常勤裁判官と職員との関係で問題はないのか。

(回答: イギリスでは、非常勤裁判官の職務は、基本的には、1日で完結するようなシステムになっている。朝、登庁して、記録を読み、審理し、即日、口頭で判決を言い渡すといったイメージの仕事となっているようで、日本とはだいぶ異なる。イギリスの非常勤裁判官は、自分の本職の合間に裁判官としての仕事をしており、全身全霊を裁判に注ぐということはないように見受けられる。)

- 非常勤裁判官は、本職としてどのような仕事を行っているのか。

(回答: レコーダーの場合にはバリストが大半である。ソリシタが少ないのは、日本の弁護士のように証拠を準備したり、バリストと共に法廷に立ち会ったり、企業で予防法学的な仕事を行う等、仕事が忙しくて、非常勤裁判官に求められる年間20日以上という仕事ができないからであるという意見もある。)

(2) その他

1. 各回の協議内容及び配付資料を前回の研究会で決定された方針に従って最高裁判所のインターネット・ホームページに掲載することに決定された。
2. 次回以降の予定について

次回の開催日時は、11月16日(金)午後3時からと決まった。「民間部門における人事評価制度の実情」について、日経連人事賃金センターの吉田純一所長からヒアリングをした上で論点整理のための意見交換をすることにな

った。

また、次々回、12月4日(火)には、第一線の裁判官、具体的には、判事補会、
右陪席会等の裁判官の集まりの代表者等4人から意見聴取することになっ
た。

以上